

20.3.00
18-2A

告 発 状

平 成 2 6 年 3 月 3 0 日

佐 賀 県 佐 賀 市 松 原 1 丁 目 1 番 1 6 号

112-19-
56249-1

佐 賀 県 警 察 本 部 刑 事 部 刑 事 企 画 課 御 中

佐 賀 県 武 雄 市 武 雄 町 大 字 武 雄 5 6 6 2 番 地 1

112-19-
56250-2

佐 賀 地 方 検 察 庁 武 雄 支 部 武 雄 区 検 察 庁 御 中

告 発 人

[Redacted Name]

[Redacted Address]

被 告 発 人

武 雄 市 長 樋 渡 啓 祐

武 雄 市 政 策 部 総 務 課 課 長 中 野 博 之

武 雄 市 教 育 委 員 会 教 育 長 浦 郷 究

同 文 化 ・ 学 習 課 課 長 井 上 祐 次

第 1 告 発 の 趣 旨

被 告 発 人 ら の 以 下 の 所 為 は 、 虚 偽 有 印 公 文 書 作 成 罪 (刑 法 第 1 5 6 条) 及 び 同 行 使 罪 (同 第 1 5 8 条) を 構 成 す る と 考 え る の で 、 被

告 発 人 ら の 処 罰 を 求 め 告 発 す る 。

第 2 告 発 事 実

被 告 発 人 ら は 、 公 益 財 団 法 人 日 本 デ ザ イ ン
振 興 会 が 主 催 す る 2 0 1 3 年 度 グ ッ ド デ ザ イ
ン 賞 に 実 際 に は 応 募 し て い な か っ た に も 関 わ
ら ず 、 武 市 教 文 生 文 書 番 号 不 詳 「 2 0 1 3 年
度 グ ッ ド デ ザ イ ン 賞 へ の 応 募 に つ い て 」 及 び
応 募 申 込 書 を 平 成 2 5 年 1 0 月 3 日 に ね つ 造
し 、 武 雄 市 長 印 を 押 印 し こ れ を 行 使 し た も の
で あ る 。

第 3 告 発 の 経 緯

武 雄 市 図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 の 2 0 1 3 年 度
グ ッ ド デ ザ イ ン 賞 へ の 応 募 は 、 武 雄 市 と 同 館
の 指 定 管 理 者 で あ る カ ル チ ュ ア ・ コ ン ビ ニ エ
ン ス ・ ク ラ ブ 株 式 会 社 (以 下 、 C C C) の 連
名 に よ り 平 成 2 5 年 8 月 9 日 付 け で 行 わ れ た
こ と に な っ て い る 。

し か し 、 告 発 人 が 公 文 書 開 示 請 求 に よ り 入



手した公文書の写しによると、CCC単独での応募手続きは行われていたが、武雄市及び武雄市教育委員会は応募の手続きを行っていないと推測される。

告発人が平成25年10月2日に行った公文書開示請求（件名「2013年度グッドデザイン賞」への応募に関する一切の文書）によって初めて応募手続きの必要性を認識し、平成25年10月3日に応募のための文書を起案・決裁・施行し、当初より応募していたかのように取り繕ったものである。

詳細は、別送「武雄市・武雄市教育委員会における虚偽公文書作成事件の経過説明」の通りである。

第4 疎明資料

以下の疎明資料を別送する。

資料1 平成25年10月2日付け

開示請求書「2013年度グッド

デザイン賞」への応募に関する一



切の文書

資料 2 平成 25 年 10 月 16 日 付け

武市教文生第 97 号

開示決定等期間延長通知書

資料 3 平成 25 年 11 月 11 日 付け

不作為についての異議申立書

資料 4 平成 25 年 11 月 29 日 付け

武市教文生第 114 号

開示決定通知書

資料 5 現金書留受付控及び郵便物等配達

証明書

資料 6 平成 25 年 8 月 9 日 付け

武市教文生 文書番号不詳

「2013 年度グッドデザイン賞

への応募について」

資料 7 平成 25 年 12 月 8 日 付け

開示請求書「グッドデザイン賞に

関する費用（一次及び二次審査料

、受賞展出展料、受賞年鑑掲載料

、G マーク使用料）の支払いに関



する一切の文書」

資料 8 平成 25 年 12 月 25 日 付け

武市教文生第 130 号

一部開示決定通知書

資料 9 現金書留受付控及び郵便物等配達

証明書

資料 10 武雄市教育委員会

文化・学習課

平成 25 年度 文書件名簿

資料 11 武雄市

平成 25 年度 公印使用受付簿

以上



この郵便物は平成 26 年 3 月 30 日
締 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社

